

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、下記のとおり公表する。

平成29年11月27日

所沢市長 藤本 正人

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ア. 北岩岡・岩岡町・北中地区
- イ. 亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区
- ウ. 松井・並木地区
- エ. 下富地区
- オ. 三ヶ島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年11月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

	地区名	法人経営体数	個人経営体数
ア.	北岩岡・岩岡町・北中地区	0	17
イ.	亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区	1	22
ウ.	松井・並木地区	0	26
エ.	下富地区	0	10
オ.	三ヶ島地区	2	32

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

	地区名	担い手の状況
ア.	北岩岡・岩岡町・北中地区	担い手はあるが十分ではない
イ.	亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区	担い手はあるが十分ではない
ウ.	松井・並木地区	担い手はあるが十分ではない
エ.	下富地区	担い手は十分確保されている
オ.	三ヶ島地区	担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

	地区名	活用方針
ア.	北岩岡・岩岡町・北中地区	出し手と受け手で調整し、必要に応じて農地中間管理事業を活用する。
イ.	亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区	出し手と受け手で調整し、必要に応じて農地中間管理事業を活用する。
ウ.	松井・並木地区	出し手と受け手で調整し、必要に応じて農地中間管理事業を活用する。
エ.	下富地区	出し手と受け手で調整し、必要に応じ農地中間管理機構を活用する。
オ.	三ヶ島地区	出し手と受け手で調整し、必要に応じて農地中間管理事業を活用する。 ただし、貸借や売却に関する農地情報をまとめ、規模拡大希望者が借りる、または、買いやすいよう情報の整理を進める。

6. 地域農業の将来のあり方

ア. 北岩岡・岩岡町・北中地区

- ・高付加価値化

イ. 亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区

- ・ハクビシンやカラス等の鳥獣害対策を行う。
- ・新規就農者だけでなく、農業後継者にも農地の活用、農業の担い手を求めていく。

ウ. 松井・並木地区

- ・今後、急速に都市化が進行する可能性がある地域であるものの、都市農業の存在感はますます増していくこととなる。
- ・今後、体験農園等の地域住民との触れ合える農業の振興を進めていく必要

がある。

エ. 下富地区

- ・新規就農を促進し、地域の中心として育て上げる。
- ・新規就農者に農地を集積していくことも視野に入れる。
- ・里芋の品質向上を図り、価値を高める。（連作障害を防ぐために農地を確保する）
- ・限られた農地でも、回転数を上げて安定した収入を確保できるように図る。
- ・天候に左右されず計画的に収穫できる環境を作る。

オ. 三ヶ島地区

- ・三ヶ島地区は「地域で」というよりも「個人で」という風潮の強い土地柄である。個々が農業経営を改善していく必要がある。
- ・お茶、露地野菜ともに品質の向上を図る。
- ・三ヶ島地区は特に高齢化が進み、かつ農地も分散している。利用されていない農地を、規模拡大希望者や新規就農者に集約し、各人が効率の良い農業に臨めるような体制を整える必要がある。
- ・三ヶ島地区にも大型の直売所があるとよい。